

フォニオ・ケア株式会社 一般競争入札コンプライアンス規定

第1条 趣旨

当社発注の一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書及び現場・作業員等を熟考し、承諾した上で入札しなければならない。

第2条 入札の方法

- (1) 入札参加者は、公告に定める添付書類、入札書及び工事費内訳書(入札公告等において提出を求めたときに限る。以下同じ。)に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。
- (2) 入札は、工事等の総額について見積らなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載しなければならない。
- (3) 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札書に委任状を併せて、入札しなければならない。
- (4) 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

第3条 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

第4条 入札の取りやめ等

次の各号の一に該当する入札は、延期又は取りやめることがある。

- ① 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められる場合
- ② その他入札執行者が公正な入札が執行できないと判断した場合

第5条 無効の入札

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札書
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札書
- ③ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札書

- ④ 明らかに連合によると認められる入札書
- ⑤ 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- ⑥ 記名、押印のない入札書
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- ⑧ 入札書記載金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない入札書
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札書

第6条 開札

開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

第7条 落札者候補者又は落札者及び落札価格の決定

(1) 入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者又は落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者又は落札者とする。

- ① 落札候補者又は落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合(工事請負契約に限る。)
 - ② 落札候補者又は落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者又は落札者を定めるものとする。
- (3) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

第8条 契約の締結

- (1) 落札者は、建築工事における諸条件を満たした上で、契約を締結しなければならない。
- (2) 契約に要する経費は契約人の負担とする。

第9条 工事等の着手

契約人は、契約(本契約)締結後、法令及び制度上の事前着工に抵触しない範囲内で、迅速に工事等に着手しなければならない。

第 10 条 技術者の配置等

- (1) 契約人は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。
- (2) 契約人は、契約した工事につき、下請負人と下請け契約を締結したときは、その下請けの状況を文書で当社に報告しなければならない。

第 11 条 異議の申立

入札をした者は、入札後、設計図書、契約案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。